

## 特別会費等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県介護福祉士会（以下「本法人」という。）の依頼を受け業務に従事する審査会等で得た収入に対して推薦を受けた者が特別会費として納めることについて必要な事項を定める。

### (定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる特別会費支払対象者の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 介護認定審査会委員の推薦を受け収入を得た者をいう。
- 3 障害支援区分判定等審査会委員の推薦を受け収入を得た者をいう。
- 4 本法人を通して請けた講師及びファシリテーター、ティ칭ングアシスタンスをいう。
- 5 収入とは、源泉を除かれ支払われた実際の額をいう。

### (金額及び基準の決定)

第3条 特別会費額は、理事会及び社員総会で決定する。

- 2 特別会費は実際の支払金額の1割程度とし、千円以下の端数は切り捨てる。
- 3 特別会費は1万円以下の場合は徴収しない。

### (納金日)

第4条 審査会委員は、毎年1回期間内に納金する。

- 2 本会研修講師は、謝金振込時に相殺する。
- 3 外部派遣講師は、謝金振込後の翌月末までに支払うものとする。

### (補則)

第5条 この規定の改廃は、理事会および社員総会の承認を受けて行う。

### 附 則

この規程は、令和4年 5月28日から施行する。